

2008年10月21日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

豊橋市長 早川 勝

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情事項】

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

- ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。
- イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

現在、第4期介護保険事業計画の策定作業中であり、介護サービスの必要量等を勘案し保険料を設定することになりますが、国において保険料の多段階化の方向性も示されておりますので、本市においてもこのことも踏まえ検討していきたいと考えております。

②利用料について

- ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

《回答》

本市では、在宅サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

《回答》

本市においては、本人の身体状況や家族状況等を個別に審査し、必要な方については給付を実施しております。したがって、状況を無視した一律的な給付制限等はないものと認識しております。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

《回答》

特別養護老人ホームにつきましては一定の整備が必要と考えており、29人以下の小規模施設について第4期介護保険事業計画での位置づけを検討しております。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護労働者の確保につきましては、国においてこの9月から介護サービスに係る書類や事務手続きの見直しが図られているほか、今後介護報酬アップも含め検討されていますので、その状況を見守っていきたいと考えております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

配食サービスについては、現在、配送業者の配達料相当額を支出しています。また、会食方式につきましては、老人クラブや自治会により敬老会等の形で地域で行われていると認識しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

現在、電車・バス回数乗車券 1,600 円分(70 歳以上)及びタクシー乗車券 2,500 円分(80 歳以上)を必要な方に交付し、外出支援を行っています。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

デイサービスの形態で実施される方法を検討していきたいと考えております。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

障害者控除は、精神又は身体の障害等の事情のある方が、その障害等により担税力が減殺されることを斟酌して設けられているもので、所得税法及び地方税法においてその対象者が定められています。

老齢に伴い精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が従前より障害者控除の対象とされている知的障害者又は身体障害者に準ずる場合には、市長の認定により障害者控除の対象となるわけですが、介護保険法における要介護認定を以って、従前より障害者控除の対象とされている知的障害者又は身体障害者に準ずると、一律に認定することはできないと考えておりますので、従来どおり障害の程度に応じて認定してまいります。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

本市では、要介護認定結果通知時に障害者控除の案内を同封とともに、要介護認定者のうち、障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除対象認定申請の案内を通知しております。

2. 高齢者医療の充実について

- ① 福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

《回答》

本市では、所得段階2段階以下のひとり暮らしの方に対しては独自に資格を継続しております。また、該当年齢を引き下げるることは考えておりません。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

資格・保険証の発行は広域連合の所掌事務ですが、適用にあたっては被保険者の状況を考慮して慎重に運用するよう要望していきたいと考えております。

- ③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

障害者医療費助成制度については、県全体の事業となりますので、本市独自での適用範囲の拡大は現時点では困難であると考えております。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

《回答》

愛知県では後期高齢者医療被保険者全員に対して健康診査の受診券を発行していますが、本市ではこの受診券を人間ドックの費用の一部としても使用できることいたしております。また、脳・肺・心臓の各ドックも独自に実施しております。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

平成20年度に見直しを行った。現在のところ更なる拡大等の見直しは予定しておりません。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

《回答》

安心して妊娠・出産ができる環境を整備するため、今年度から妊婦健康診査の公費負担回数を拡大するとともに、里帰り出産や助産所でも妊婦健康診査が受けられるよう制度の充実を図りました。

厚生労働省の調査による平成20年4月時点における全国自治体の公費負担平均回数は5.5回であり、今後、子育て支援の各種施策の一環として捉える中、事業効果を検証し、妊産婦健診における公費負担の検診項目や回数について、拡充の検討ていきたいと考えております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

これまでも、国保へはルールを見直しつつ、一般会計からの繰り入れの充実を行っていますが、平成20年度は特定健診への繰り入れ分を増額しており、保険税の負担軽減に努めています。

高齢化及び医療の高度化により、増え続ける医療費に対応して、加入者に応分の負担が伴うことになります。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

保険税は、応能及び応益に応じて負担をしていただくことで、国民健康保険の維持安定を図っております。被保険者応益割である均等割を課さないことは、他の国保被保険者または国保以外の保険加入者へ新たな負担を求める事になるため、困難なものと考えます。

なお、就学前の子供に対する負担軽減は、「こども医療費助成」によって、一定なされないと認識しております。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

《回答》

国保財政は大変厳しい状況にあるため、新たな減免制度の創設は考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

平成17年に適用基準を緩和し、対象者の拡大を図ったところであり、さらなる拡大は考えておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

《回答》

資格証明書は、国保財政の安定化、公平負担の観点から、該当者との接触の機会の確保

して状況把握、納税相談を行うことを目的に、実態調査を行ったうえで、悪質滞納者等やむを得ない場合に限って発行しており、小学校3年生以下、母子家庭や障害者などの方には交付しておりません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

保険税を滞納している世帯については、面談や電話、さらには実地調査などにより、その方の生活実態の把握に努める中で、納税相談を行っております。

しかしながら、納税の意思、誠意の見られない場合は、「負担の公平」を保つ必要があることから、滞納処分として実施しているものです。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

《回答》

本市においては、保険税の年金天引きの対象となった場合でも、口座振替を希望される方や市独自の要件にあてはまる方については、特別徴収の対象外としております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

《回答》

取扱要綱により、災害や失業など特別な事情により生活が一時的に苦しく、医療費の支払に困るときには、生活保護基準額の1.15倍を超える1.3倍以下の世帯について一部負担金を軽減し、同じく1.15倍以下の世帯については一部負担金を免除することとしております。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

《回答》

資産要件の取扱いについては、平成20年7月から障害者について本人、配偶者以外の資産は対象外となり、預貯金以外の資産要件も緩和されたところです。市としましては、平成18年度より実施しております低所得者への助成制度を引き続き実施して負担の軽減を図っています。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

《回答》

障害者自立支援法の円滑な施行のため、通所・在宅・障害児世帯への対策として、月額負担上限を4分の1に引き下げる利用者負担の軽減措置がとられておりますが、本年7月からは、障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置により利用者負担の更なる軽減措置が講じられているところであります。こうした国の施策に沿って引き続き利用者負担の軽減に努めてまいります。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

《回答》

計画の策定にあたり、障害当事者の方へのアンケート調査や事業者ヒアリング等を実施して、実情の把握を十分に行い実態にあった計画づくりに努めてまいります。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》

本市国民健康保険の特定健診及び後期高齢者の健診は、いずれも自己負担額を無料としており、個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

なお、年度内に保健指導を開始する必要があることから、実施期間については1月末までとしたものです。

次に、歯周疾患検診につきましては、自己負担金は無料ですが、がん検診は自己負担金を徴収しております。このことは財政負担の軽減を図り、多くの方に受診機会を提供するとともに、健康管理は自己管理という意識づくりを兼ねて検診料金の一部負担をしていただいております。

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯・70歳以上の方の自己負担金は無料しております。

また、実施期間は準備等を除いた期間で、検診は個別医療機関委託・集団検診ともに実施しております。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

《回答》

歯周疾患検診につきましては、年1回無料で行っております。

また、対象者につきましても40・45・50・55・60・65・70歳であります。

7. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

《回答》

国の税制改正により地方税法の改正が行われ、それに伴って豊橋市市税条例の改正を行っているものであり、豊橋市にはその内容についての裁量権はなく、地方税法どおりに市税条例を改正しています。したがいまして、豊橋市として独自に地方税の年金天引きを行わないことにつきましては対応できない制度となっておりますので、市民の皆様にご理解をお願いするものです。